

## 【変動金利定期預金規定（単利型）】

### 1.（預金の支払時期）

この預金は、預金証書または通帳記載の満期日以後に支払います。

### 2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金〔M型〕（ただし、自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数（以下「中間払日数」といいます。）および預金証書または通帳記載の中間払利率（第2条（利率の変更）により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 預金口座へ振替る場合には、中間払日に指定口座へ入金します。

② 中間払日数および預金証書または通帳記載の利率（第2条（利率の変更）により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合には、前第1号から第2号にかかわらず次によります。

A 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息（以下「分割払利息」といいます。）を利息の一部として指定口座に入金します。中間払利息から各分割払利息の合計額を差引いた残額は、中間払日に指定口座に入金します。

最後の中間払日から満期日の前日までの利息は、満期払利息から各分割払利息の合計額を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

B 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、分割払利息を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息から各分割払利息の合計額を差引いた残額は、中間払日に指定口座に入金します。

最後の中間払日から満期日の前日までの利息は、満期払利息から各分割払利息の合計額を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

C 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、分割払利息を利息の一部として指定口座に入金します。

中間払利息から分割払利息を差引いた残額は、中間払日に指定口座に入金します。

最後の中間払日から満期日の前日までの利息は、満期払利息から各分割払利息の合計額を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この

預金とともに支払います。

- (3) この預金を第4条（預金の解約、書替継続）第1項により当金庫がお客様からの満期日前の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、および「定期預金等・通知預金共通規定」第7条（解約等）第1項から第8項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。なお、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。なお、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×50%

b 1年以上3年未満 約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×40%

b 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

c 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

d 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

e 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、預金証書の受取欄または払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、または元金のみ（利息は同一名義の預金口座に入金。）書替継続するときは記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

#### 5.（定期預金等・通知預金共通規定の適用）

この預金には、本規定の他「定期預金等・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以上